

道路の不法占用対策に係る専門部会 設置要綱

(設置)

第 1 条 道路PPP研究会実施要領第6条の規定に基づき、道路の不法占用対策に係る専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 専門部会は、社会情勢の変化や道路占用に係る制度改正を踏まえ、道路の不法占用対策について専門的見地から検討することを目的とする。

(専門部会の委員)

第 3 条 専門部会の委員は別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、専門部会の検討が終了するまでの間とする。

(部会長)

第 4 条 専門部会に部会長を置く。

部会長は、石田東生(筑波大学教授・学長補佐)とする。

2 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 部会長は、審議の必要に応じて、専門部会に臨時委員を招聘することができる。

(会議等)

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議資料及び議事概要については、会議後、速やかにホームページに掲載する。ただし、会議において特に必要があると認められた資料等については、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、専門部会を通して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 専門部会の事務局は、道路局路政課道路利用調整室に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則 この要領は、委員の委嘱承諾日の翌日から施行する。

道路の不法占用対策に係る専門部会
委員名簿

浅川 英夫	東京都建設局 道路管理部長
◎石田 東生	筑波大学 教授・学長補佐
楓 千里	(株) JTBパブリッシング 執行役員 ソリューション事業本部 副本部長
久保田 尚	埼玉大学 教授
小暮 武志	さいたま市都市局 都市計画部長
高木 勇一	横浜市道路局 道路部長
皆川 達也	千葉市経済農政局 経済部長
山本 隆司	東京大学 教授
和田 昭夫	警察庁交通局 交通規制課長

(五十音順、敬称略)

◎は部会長